

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20 % (または 50 万 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20 % (または 50 万 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
返戻金について	求人者に責任のない求職者の一方的な都合によって退職した場合、原則として、下記の金額を返戻致します。その他のケースは個別対応とします。 30 日以内 徴収した金額の 70% 60 日以内 徴収した金額の 30% 90 日以内 徴収した金額の 10%

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

22-ユ-300919

事業所の名称及び所在地

合同会社 SHIN MIRAI

静岡県富士宮市野中町 410-12